稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ＥＳＣＯ事業業務委託仕様書

(要求水準)

1. 件 名

稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ＥＳＣＯ事業

1. 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

1. 履行場所

稲敷市新利根総合運動公園体育館

茨城県稲敷市伊佐津3170

1. 契約方法等

(1) 契約はギャランティード・セイビングス契約とする。

(2) 契約どおり照明設備のLED化による電気料金等の省エネルギー効果が達成出来ない場合はその分を事業者が保証する。

電力単価（消費税及び地方消費税含む）

基本料金単価：653.87円/kW

従量料金単価：夏季 32.66円/kWh、他季 20.97円/kWh

５　設計施工期間・省エネ効果検証期間

1. 設計・施工期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

1. 省エネルギー効果検証・保証期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

６　委託料の支払い

1. 改修工事等サービスに係る委託料

市の完成検査に合格し、ＥＳＣＯ設備引渡しの後に支払うものとする。

1. 検証等サービスに係る委託料

各年度で省エネ効果の検証結果報告にて合格した後に支払うものとする。

７　業務内容

* 1. ESCO設備の設置、改修に係わる計画・施工及び施工管理
		1. 照明設備のLED化更新

照明設備のLED化に伴う設計及び施工（施工計画の立案・施工管理含む）

* + 1. 空調設備の新規設置

ア 空調設備新規設置に伴う設計及び施工（施工計画の立案・施工管理含む）

イ 空調設備の新規設置に伴う受変電設備の整備（必要な場合）

* + 1. 特定天井の撤去

特定天井の撤去に伴う設計及び施工（施工計画の立案・施工管理含む）

※天井撤去に伴い、アスベストが含まれていた場合は契約変更を行うこととする。

又施工の際は、脱落対策及び安全確認を十分に講じること。

* + 1. 暗幕の更新

暗幕の更新に伴う設計及び施工（施工計画の立案・施工管理含む）

* 1. 撤去品のリサイクルならびに廃棄処分
		1. 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で、撤去工事の施工・施工管理を行う。
		2. 撤去した設備については、撤去後の具体的な処理方法についても報告を行う。
	2. 省エネルギー効果の検証・保証
		1. 削減効果の検証・保証

事業者は、既存設備の改修で省エネルギー効果が得られる設備に限り、省エネルギー効

果の検証保証を行うものとする。

本事業提案により示した省エネルギー効果が確実に守られていることを証明するための

適切な検証手法を用いて、検証を行うこと。

* + 1. 事業者の報告及び本市の確認

事業者は、前項の検証結果を毎年本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。

※なお、本市は削減効果が計画通りでないと認められるときは事業者に対して必要な措

置を命ずる場合がある。

* 1. その他
		1. 事業者は、既設設備の撤去工事・ＥＳＣＯ設備の設置工事において、積極的かつ優先的に本市市内の電気工事店（以下、「市内業者」と言う。）を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
		2. 省エネ効果検証期間開始日に工事が未完の場合、完工するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。

８　事業において本市が求める提案

* 1. 設計に関する提案 （様式⑧：Ａ４判３枚以内）
		1. 使用設備に関する提案
		2. 設置場所等に関する提案

例）メーカー・器具、取付位置・型 等

* 1. 施工に関する提案 （様式⑨：Ａ４判３枚以内）
		1. 安全性に関する提案
		2. 品質に関する提案
		3. 施工工程に関する提案

例）資材置き場、スケジュール 等

* 1. 省エネルギー効果の検証に関する提案 （様式⑩：Ａ４判1枚以内）
		1. 効果検証に関する提案

例）検証報告・資料等

* 1. 環境に関する提案 （様式⑪：Ａ４判１枚以内）
		1. 廃棄等に関する提案

例）温室効果ガス、３Ｒ 等

(5) 施工監理に関する提案　　　　　　　　　　　(様式⑫：Ａ４判１枚以内）

(6)価格に関する提案 （様式⑬：Ａ４判１枚以内）

９　事業実施に関する事項

* 1. 誠実な業務遂行
		1. 事業者は、本事業の実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
		2. 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議すること。
	2. 契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は本事業契約に定められた方法により、

事業実施状況について確認を行う。

* 1. 本市と事業者との責任分担
		1. 基本的な考え 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。
		2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで本事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | リスクの種類  | リスク内容  | 負担者  |
| 本市  | 事業者 |
| 共通事項  | 提案書の誤り  | 本事業の提案が達成できない場合  |   | ○  |
| 第三者賠償  | 調査･工事による騒音・振動等による場合  | ○  | ○  |
| 安全性の確保  | 工事・維持管理における安全性の確保  |   | ○  |
| 環境の保全  | 工事・維持管理における環境の保全  |   | ○  |
| 制度の変更  | 法令・許認可・税制の変更  | ○  | ○  |
| 事業の中止・延期  | 本市の指示  | ○ |   |
| 周辺住民等の反対による事業の中止・延期  | ○  | ○  |
| 工事に必要な許可等の遅延によるもの  | ○  | ○  |
| 事業者の事業放棄、破綻によるもの  |   | ○  |
| 本市の事業放棄、破綻によるもの  | ○  |   |
| 計画・設計段階  | 不可抗力  | 天災などによる設計変更・中止・延期  | ○  | ○  |
| 物価  | 急激なインフレ・デフレ （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）  | ○  | ○  |
| 設計変更  | 本市の提示条件、指示の不備によるもの  | ○  |   |
| 事業者の指示・判断によるもの  |   | ○  |
| 工事段階  | 第三者賠償  | 工事における第三者への損害賠償義務  |   | ○  |
| 不可抗力  | 天災などによる設計変更  | ○  | ○  |
| 物価  | 急激なインフレ・デフレ  | ○  |   |
| 用地の確保  | 資材置き場の確保  |   | ○  |
| 設計変更  | 本市の指示条件、指示不備によるもの  | ○  |   |
| 事業者の指示、判断によるもの  |   | ○  |
| 工事遅延・未完工  | 本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延  | ○  |   |
| 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延  |   | ○  |
| 工事費増大  | 本市の指示、承諾による工事費の増大  | ○  |   |
| 事業者の指示、判断によるもの  |   | ○  |
| 性能  | 要求仕様不適合  |   | ○  |
|  一般的改善 | 引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害  |   | ○  |
| 引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害  |   | ○  |
| 支払関連  | 支払遅延･不能  | 支払いの遅延･不能によるもの(下記以外)  | ○  |   |
| 省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行  |   | ○  |
| 事業範囲外の不具合  | 本事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合  | ○  |   |
|  検証 関連 | 設備の不良  | ＥＳＣＯ設備が所定の性能を達成しない場合  |   | ○  |
| 光熱費単価  | 光熱費単価の変動  | ○  |   |
| ベースラインの調整  | 機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更  | ○  |   |
| 上記以外の変動要因の場合  | ○  | ○  |
| 保証関連  | 性能  | 要求仕様不適合(施工不良を含む)  |   | ○  |
| 仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害  |   | ○  |